

平成25年3月26日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 条 例

- 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（32・人事課）…………… 3
- 秋田県県税条例の一部を改正する条例（33・税務課）…………… 4
- 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（34・市町村課）…………… 4

## この号で公布された条例のあらまし

## ◇職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第32号）

- 1 職員の退職手当に関する条例（昭和28年秋田県条例第80号）本則の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる調整率を次のとおり段階的に引き下げるとともに、全ての退職者に調整率を適用することとした。（同条例附則第25項及び第26項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年秋田県条例第9号）附則第5項～第7項関係）

期間	調整率
現行	104/100
平成25年4月1日～平成26年3月31日	98/100
平成26年4月1日～平成27年3月31日	92/100
平成27年4月1日～	87/100

- 2 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年秋田県条例第58号）及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田県条例第6号）について所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

## ◇秋田県県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第33号）

## 1 不動産取得税

- (1) 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴う仮換地等の指定に係る土地の取得についての特例措置を廃止することとした。（第63条関係）
- (2) 次に掲げる不動産の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成27年3月31日（現行平成25年3月31日）まで延長することとした。（附則第16条関係）
- ① 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設
- ② 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築の貸家住宅の用に供する土地

## 2 自動車取得税

制動装置に係る保安上又は環境保全上の一定の技術基準に適合する車両総重量が5トンを超える一定の乗用車又はバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準は、その取得が平成27年3月31日（車両総重量が12トンを超えるものは、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除して得た額とすることとした。（附則第18条の6関係）

## 3 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に規定する対

象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録等に係る税率の特例措置の適用期限を平成28年3月31日（現行平成25年3月31日）まで延長することとした。（附則第25条関係）

4 その他所要の規定の整理を行うこととした。

5 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、同日の前日までに規則でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによることとした。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。



◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第34号）

1 権限移譲対象事務から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第1項の規定による育成医療に係る自立支援医療費の支給認定等の事務を除くこととした。（第4条及び別表第1関係）

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。



条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 二 秋田県県税条例の一部を改正する条例
- 三 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

平成二十五年三月二十六日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県条例第三十二号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第二項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十五項」とする。

附則第二十六項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年秋田県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「者を」を「ものを」に、「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、第四条若しくは第五条又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十二年秋田県条例第四十六号)附則第三項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満)」及び「新条例第三条から第五条の三まで及び昭和三十七年改正条例附則第四項の規定にかかわらず」を削り、「これら」を「新条例第三条から第五条の三まで」に、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「同項及び新条例第五条の二並びに昭和三十七年改正条例附則第四項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「同条から新条例第五条の三まで及び昭和三十七年改正条例附則第四項の規定にかかわらず」を削る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年秋田県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「退職手当の額が、新条例」を「額にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び当該勤続期間が三十七年以上の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、百分の八十七)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例」に改め、「附則第九項の規定による改正後の」、「附則第十項の規定による改正後の」及び「附則第十一項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)附則第二十五項(新条例附則第二十七項及び第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第四項においてその例による場合を含む。)及び第二十六項の規定の適用については、新条例附則第二十五項中「百分の八十七」とあるのは、この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の九十二」とする。

3 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項(同条例附則第七項においてその例による場合を含む。)及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の九十二」とする。

4 第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日ま

での間においては「百分の九十二」と、「百四分之八十七」とあるのは、この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百四分之九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百四分之九十二」とする。

### 秋田県条例第三十三号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第十項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う独立行政法人緑質源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)による廃止前の独立行政法人緑質源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十一条第二項第七号イの事業又は森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号イの事業を含む。第七十八条において同じ。)」を削る。

附則第十六条第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第三十九条の二の四第一項」を「第三十九条の二の三第二項」に、「第三十九条の二の四第二項」を「第三十九条の二の三第二項」に改める。

附則第十八条の六第八項中「トラック(法施行規則附則第四条の六第七項)を「自動車(法施行規則)に改め、「第一号」の下に「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」を加え、「第三号」を「第三号」に改め、同項第二号中「附則第四条の六第八項」及び「附則第四条の六第九項」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「附則第四条の六第八項」を削り、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)」を「制動装置保安基準」に改め、「附則第四条の六第九項」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トンを超える乗用車(法施行規則に規定するものに限る。)又はバス(法施行規則に規定するものに限る。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。)で法施行規則に規定するものに適合するもの

附則第十八条の六第九項中「附則第四条の六第十項」を削る。

附則第二十五条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、同日の前日までに規則でこれと異なる施行期目を定めたときは、その定めによる。
- この条例による改正後の秋田県県税条例附則第十八条の六の規定は、同条の改正規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

### 秋田県条例第三十四号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一を次のように改める。

#### 別表第一 削除

別表第二中「中核市」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下単に「中核市」という。)」に改める。

別表第十二第一号中「以下」を「平成十七年法律第百二十三号。以下」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。